

幼児教育・保育の無償化が 10月からスタートします

10月1日から、3歳から5歳（小学校就学前）までの子どもの
幼稚園・保育所・認定こども園などの利用料が無償になります。

●対象施設など

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育、国が定める基準を満たす認可外保育施設など（一時預かり、ファミリーサポートセンターを含む）、障害児通園施設



●無償化の対象と上限額

対象施設	3～5歳児		0～2歳児
	保育の必要性の認定事由に該当する場合	保育の必要性の認定事由に該当しない場合	保育の必要性の認定事由に該当する住民税非課税世帯
①認可保育所	無償	—	無償
②新制度未移行の幼稚園	月額 25,700 円まで	月額 25,700 円まで	—
③幼稚園預かり保育	月額 11,300 円まで	無償化対象外	—
④認定こども園	無償	無償	無償
⑤認可外保育施設など（国が定める基準を満たしているものに限る）	月額 37,000 円まで	無償化対象外	月額 42,000 円まで
⑥障害児通園施設	無償	無償	無償※

※保育の必要性の有無に関わらず。

●申請方法

10月1日以前からの①、⑥の施設の入所者は手続きの必要はありません。②～⑤の施設の入所者は通っている施設にお尋ねください。

〈その他〉

- ・保育所は3歳児クラスから、幼稚園は満3歳から無償化されます。
- ・保育所の給食費は、現在の主食代と併せて副食費分も徴収する予定です（低所得者の免除あり）。
- ・通園送迎費、食材料費、行事費などは無償化の対象外です。
- ・②～⑤の人は必ずサービスの利用前に申請する必要があります。申請がない場合は無償化の対象とはなりません。
- ・この申請は利用料を無償化するものです。施設入園の願書の提出など、施設利用のための申し込みは別途必要になります。これから利用を始める人は施設・事業者にご確認ください。

